



目 次	
規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県薬事法施行細則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第67号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の(4)の表8の(1)の項中「の許可」を「の許可等」に、「第4条」を「第4条第1項及び第4項並びに第5条」に改め、同表の3の(4)の表8の(10)の項中「既存一般販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第2条に規定する既存一般販売業者をいう。以下この項において同じ。）及び」を削り、「同法」を「薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）」に改め、「及び第15条」を削り、「及び第26条」を「並びに第26条第1項及び第4項」に改め、同表の3の(4)の表8の(11)の項中「（既存一般販売業者を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同表の3の(4)の表8の(12)の項中「既存一般販売業者及び」を削り、「第38条」を「第38条第1項」に改め、同表の3の(4)の表8の(15)の項中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同表の3の(4)の表8の(19)の項中「既存一般販売業者及び」を削り、同表の3の(4)の表8の(41)の項中「からの郵便等販売の開始の」を「及び店舗販売業者からの要指導医薬品に係る」に、「（薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の4第2項）」を「（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号。(42)において「一部改正省令」という。）附則第3条第1項）」に改め、同表の3の(4)の表8の(42)の項中「からの薬局の管理者の週当たり勤務時間数等の届出」を「及び店舗販売業者から提出される特定販売に係る書類」に、「（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第4条及び第42条）」を「（一部改正省令附則第3条第2項）」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第68号**

**高知県薬事法施行細則の一部を改正する規則**

高知県薬事法施行細則（昭和36年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「以下」を「以下この条において」に、「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

第4条中「第159条」を「第155条」に改める。

第5条の見出し中「許可等」を「許可の申請等」に改め、同条第1項中「（改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者（第7条において「既存一般販売業者」という。）を含む。）」を削る。

第7条を次のように改める。

（店舗の管理に関する帳簿等）

**第7条** 前条の規定は、省令第145条第1項の規定による店舗の管理に関する帳簿、省令第149条の4第1項の規定による区域の管理に関する帳簿及び省令第158条の3第1項の規定による営業所の管理に関する帳簿について準用する。

第8条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第10条の見出し中「申請」を「申請等」に改める。

第11条第1項中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

別記第9号様式中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。